



# 長野県報

10月16日(木)  
平成15年  
(2003年)  
第1500号

## 目 次

### 条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例（市町村課まちづくり支援室）	8
北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（市町村課町づくり支援室）	8
長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	9
一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例（食品環境水道課）	9
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（森林保全課）	9

### 告 示

平成15年10月10日成立した平成15年度補正予算の要領（財政改革チーム）	10
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定（厚生課）	11
生活保護法に基づき指定を受けた介護機関の事業所の所在地若しくは名称の変更（厚生課）	11
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）	12
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉課）	12
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の廃止（高齢福祉課）	12
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退（高齢福祉課）	13
畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部改正（畜産課）	13
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	18

### 公 告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	19
長野県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域に関する保全計画案の縦覧（環境自然保護課）	19
県営土地改良事業の変更計画の縦覧（土地改良課）	20
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	20

### 正 誤

正誤（会計課）	21
---------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人事業税

資本金1億円超の法人を対象として、外形標準課税制度を創設しました。

(2) 個人の県民税

一定の配当及び株式譲渡所得について、特別徴収方式を実施することにより申告を不要とする県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を創設しました。

2 この条例は、平成16年1月1日から施行します。ただし、上記1の(1)については、平成16年4月1日から施行します。

◇地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 「長野県市町村合併支援プラン」に基づき、町となるための普通地方公共団体が備える要件を緩和する特例を設けました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第53号）

1 北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴い、次の条例について管轄区域を改めるなど所要の改正を行いました。

家畜保健衛生所の設置に関する条例

労政事務所の設置に関する条例

地域農業改良普及センターの設置に関する条例

児童相談所条例

保健所条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例

長野県ガス供給条例

高等学校設置条例

長野県警察の組織に関する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

◇長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 社会福祉・医療事業団が独立行政法人福祉医療機構に移行することに伴い、保険契約の相手方を変更するほか所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 と畜場法施行令の一部改正に伴い、引用している政令の名称を「と畜場法施行令」に改めました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、狩猟者登録の変更登録制度が設けられたことに伴い、当該変更登録に係る手数料の額（1,800円）を定めるほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第51号**

**長野県県税条例の一部を改正する条例**

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条の9」を「第33条の20」に改める。

第6条第2項第4号のウを同号のオとし、同号のイを同号のエとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 県民税の配当割に係る徴収金にあっては、特定配当等（法第23条第1項第15号に規定するものをいう。第18条、第21条の3、第33条の10及び第33条の13において同じ。）の支払を受ける個人の住所地

ウ 県民税の株式等譲渡所得割に係る徴収金にあっては、特定株式等譲渡所得金額（法第23条第1項第16号に規定するものをいう。第21条の3、第33条の15及び第33条の18において同じ。）の支払を受ける個人の住所地

第18条第1項中「課する」を「、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

(7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下この節において「選択口座」という。）に係る同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（第33条の18において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の11第1項に規定する譲渡（第33条の18において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（第33条の18において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（第33条の18において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（第33条の18において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第21条の2中「及び利子割」を「、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改める。

第21条の2の次に次の1条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第21条の3 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第33条の10から第33条の14までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特

定株式等譲渡所得金額について第33条の15から第33条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の第21条及び前条並びに法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第33条の5中「国外公募投資信託等」を「国外私募公社債等運用投資信託等」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削る。

第2章第1節中第33条の9の次に次の11条を加える。

（配当割の課税標準）

第33条の10 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

（配当割の税率）

第33条の11 配当割の税率は、100分の5とする。

（配当割の徴収の方法）

第33条の12 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

（配当割の特別徴収義務者）

第33条の13 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

（配当割の申告納入）

第33条の14 配当割の特別徴収義務者は、毎月10日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した法第71条の31第2項の納入申告書に同項の計算書を添付して地方事務所長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の課税標準）

第33条の15 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

（株式等譲渡所得割の税率）

第33条の16 株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。

（株式等譲渡所得割の徴収の方法）

第33条の17 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）

第33条の18 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している

選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（第33条の20において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

（株式等譲渡所得割の申告納入）

第33条の19 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、毎年1月10日（施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては同項に定める日）までに、前年1月1日から同年12月31日までの間ににおいて徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した法第71条の51第2項の納入申告書に同項の計算書を添付して地方事務所長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の還付）

第33条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第34条第1項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
    - イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。第36条において同じ。）、第3項の規定の適用を受ける社団又は財団、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額
- (2) 特定信託（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額
- (3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第34条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 個人の行う事業に対する事業税は、法第72条の2に規定する個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、その事業を行う個人に課する。

第34条の2を次のように改める。

（法人の事業税の課税標準）

第34条の2 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
    - ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額
    - イ 資本割 各事業年度の資本等の金額
    - ウ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得
  - (2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 各特定信託の各計算期間の所得
  - (3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額
- 2 前項第1号のアの各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、同号のイの各事業年度の資本等の金額は法第72条の21の規定により、同号のウの各事業年度の所得は法第72条の23第1項から第3項までの規定により、同ウの清算所得は同条第4項及び第5項の規定により、前項第2号の各特定信託の各計算期間の所得は同条第6項の規定により、前項第3号の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により算定する。

第35条の見出し中「又は個人」を「の事業税」に改め、同条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行なう個人」を削り、「者」を「もの」に、「又は個人の事業から」を「の行う事業から」に、「第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書」を「第72条の23第1項ただし書」に、「又は個人の事業税」を「の行う事業に対する事業税」に改め、「又は総収入金額及び必要な経費」を削る。

第36条及び第37条を次のように改める。

（法人の事業税の税率）

第36条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第34条第1項第1号のアに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
  - イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額
  - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

- (2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第34条第1項第1号のアに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額

エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

(法人の事業税の徴収方法)

第37条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。

第38条第2項中「各事業年度の」の次に「付加価値額、資本等の金額、」を、「されるべき」の次に「付加価値額、資本等の金額、」を加え、「の所得又は収入金額に対する事業税」を「に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」に、「第72条の23の3」を「第72条の24の10」に改め、同条第3項中「第3項又は」を「第3項、」に、「第3項の」を「第3項又は法第72条の41の2第1項若しくは第3項の」に、「、法第72条の39第4項又は法第72条の41第5項」を「又は法第72条の41の4」に、「第72条の23の4」を「第72条の24の11」に改める。

第38条の次に次の5条を加える。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第38条の2 法第72条の38の2第1項又は第6項の規定による事業税の徴収猶予の申請をしようとする法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第1項各号又は第6項各号のいずれかに該当する法人であることを証明するに足りる書類を添付して、当該事業税の申告書と併せてこれを地方事務所長に提出しなければならない。

(1) 所在地、名称及び代表者の氏名

(2) 事業年度及び事業税の額

(3) 徴収猶予を受けようとする事業税の額及び期間

(4) 徴収猶予を必要とする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 法第72条の38の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の期間の延長の申請をしようとする法人は、規則で定めるところにより、申請書をその徴収を猶予した期間の終了する日までに地方事務所長に提出しなければならない。

(個人の事業税の課税標準)

第38条の3 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

3 前2項の所得は、法第72条の49の8から第72条の49の10までの規定により算定する。

(個人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第38条の4 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率)

第38条の5 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第1種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (2) 第2種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額
- (3) 第3種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

## (個人の事業税の徴収方法)

第38条の6 個人の行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第39条の2第1項中「第34条の」を削り、「者」を「法人及び第34条第2項の事業を行う個人」に改める。

第39条の3第1項中「第72条の17第1項」を「第72条の49の8第1項」に、「第72条の18第1項」を「第72条の49の10第1項」に改め、同条第2項中「第72条の17第6項」を「第72条の49の8第6項」に改める。

第39条の4第1項中「第34条の」を削り、「者が」を「法人及び第34条第2項の事業を行う個人が」に改める。

附則第2条中「、所得割」を「、県民税の所得割」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第21条の3の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「、前条及び附則第2条第2項」とする。

附則第4条中「(昭和26年法律第198号)」及び「(平成10年法律第105号)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「、前条及び附則第4条第1項」とする。

附則第4条の次に次の2条を加える。

## (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第4条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る第21条の3の規定の適用については、同条中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

## (配当割の税率の特例)

第4条の3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき第6条第2項第4号のイに規定する特定配当等の額に係る配当割の税率は、第33条の11の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第5条第2項中「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第3項中「おける」を「おける第21条の3並びに」に、「同項第1号」を「第21条の3」に、「附則第4条」を「前条」に、「同項第2号」を「附則第22条第4項第1号中「及び附則第4条第1項」とあるのは、「、附則第4条第1項及び附則第5条第2項」と、同項第2号」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改める。

附則第7条第3項第3号中「及び附則第4条」を「、第21条の3及び附則第4条第1項」とあるのは、「附則第4条各号」を「附則第4条第1項各号」に改める。

附則第9条第1項中「、所得割」を「、県民税の所得割」に改め、同条第3項第3号中「及び附則第4条」を「、第21条の3及び附則第4条第1項」とあるのは、「附則第4条各号」を「附則第4条第1項各号」に改める。

附則第11条の2第1項中「、所得割」を「、県民税の所得割」に

改め、同条第5項中「第9条の4第1項」を「第9条の5第1項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 特定株式等譲渡所得額(第6条第2項第4号のウに規定する特定株式等譲渡所得額をいう。次項及び附則第11条の2の3において同じ。)に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

附則第11条の2第8項を削り、同条第7項中「第37条の10第10項第4号」を「第37条の10第7項第4号」に改め、「附則第11条の2第1項の」との次に「、「附則第4条第1項各号」とあるのは「第21条の3中「法第32条第15項」とあるのは「附則第11条の2第7項」と、附則第4条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定は、特定株式等譲渡所得額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則附則第15条の2第1項に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得額に係る所得の金額については、適用しない。

附則第11条の2の2第1項中「所得割の納税義務者」を「県民税の所得割の納税義務者」に改め、「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「この項に」を「この項から第3項までに」に、「第5項」を「第4項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の1.6」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第11条の2の2第3項を削り、同条第4項中「第2項の規定の」を「前項の規定により適用される第1項の規定の」に、「長期所有上場株式等」を「上場株式等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、「前条第7項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第11条の2の2の次に次の1条を加える。

## (株式等譲渡所得割の税率等の特例)

第11条の2の3 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた第18条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第33条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項の場合において、第33条の20の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第22条第3項に後段として次のように加える。

この場合における第21条の3の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「、前条及び附則第22条第3項」とする。

附則第22条第4項第1号中「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同項第2号中「附則第3条の3第4項」を「附則第3条の3第5項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同条第5項中「ア中「100分の1.5」を「ウの表中「100分の4.4」に、「100分の1.3」と、同号のイ及びウ」を「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表」に、「100分の8.4」を「同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」に、「同条第2項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、」を「同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号のウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号のエ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第11条の2第5項の改正規定、同条第7項を改め、同項を同条第8項とする改正規定（「第37条の10第10項第4号」を「第37条の10第7項第4号」に改める部分に限る。）及び附則第11条の2の2の改正規定（同条第1項の改正規定（「同条第7項」を「同条第8項」に改める部分に限る。）及び同条第5項を改め、同項を同条第4項とする改正規定（「前条第7項」を「前条第8項」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第34条から第37条まで並びに第38条第2項及び第3項の改正規定、同条の次に5条を加える改正規定、第39条の2第1項、第39条の3第1項及び第2項、第39条の4第1項並びに附則第22条第5項の改正規定並びに附則第10項及び附則第11項の規定

平成16年4月1日

##### (県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の2第5項及び第8項の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第11条の2第8項の規定の適用については、平成16年度分の個人の県民税に限り、同項中「附則第9条第1項の」とあるのは「附則第11条の2第1項の」と、「附則第4条第1項各号」とあるのは「第21条の3中「法第32条第15項」とあるのは「附則第11条の2第7項」と、附則第4条第1項各号」とあるのは、「第21条の2、第21条の3」とあるのは「第21条の2」と、「附則第9条第1項の」とあるのは「附則第11条の2第1項の」とする。

4 新条例附則第11条の2の2の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 新条例第21条の2、附則第5条、附則第7条、附則第9条（附則第11条の3第2項において準用する場合を含む。）及び附則第22条第3項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税に

について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例第21条の3、附則第2条第3項、附則第4条第2項並びに附則第11条の2第6項及び第7項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

7 この条例による改正前の長野県県税条例附則第11条の2第6項及び第8項の規定は、平成15年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「法附則第35条の2第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正前の法附則第35条の2第6項」と、「施行令附則第18条第4項」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成15年政令第128号）第1条の規定による改正前の施行令附則第18条第4項」とする。

8 新条例の規定中特定配当等（新条例第6条第2項第4号のイに規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

9 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額（新条例第6条第2項第4号のウに規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において同じ。）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の11第1項に規定する譲渡の対価及び同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第3項第1号のロに規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

##### (事業税に関する規定の適用)

10 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

11 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

税務課

地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第52号

地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例（昭和23年長野県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

(町の合併に関する特例)

2 平成17年3月31までの間における本則ただし書の規定の適用については、本則ただし書中「第1号から第3号までの規定は適用しない」とあるのは、「これを町とすることができます」とする。

(村の合併に関する特例)

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により村の区域の全部を含む区域をもって町を設置する处分のうち市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併（以下「合併」という。）に係るものについては、平成17年3月31までに合併が行われる場合に限り、本則第2号から第6号までの規定は適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第53号

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所の設置に関する条例（昭和27年長野県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県佐久家畜保健衛生所の項中「小諸市 佐久市」を「小諸市 佐久市 東御市」に改める。

(労政事務所の設置に関する条例の一部改正)

第2条 労政事務所の設置に関する条例（昭和31年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県東信労政事務所の項中「佐久市」を「佐久市 東御市」に改める。

(地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部改正)

第3条 地域農業改良普及センターの設置に関する条例（昭和33年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県上小農業改良普及センターの項中

「小県郡 上田市」を「小県郡 上田市 東御市」に改める。

(児童相談所条例の一部改正)

第4条 児童相談所条例（昭和39年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県佐久児童相談所の項中「南佐久郡」を「東御市 南佐久郡」に改める。

(保健所条例の一部改正)

第5条 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県上田保健所の項中「小県郡 上田市」を「小県郡 上田市 東御市」に改める。

(長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部改正)

第6条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「千曲市」の次に「、東御市」を加え、「、同東部町」を削る。

(長野県ガス供給条例の一部改正)

第7条 長野県ガス供給条例（昭和46年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「千曲市」の次に「、東御市」を加え、「、同東部町」を削る。

(高等学校設置条例の一部改正)

第8条 高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県東部高等学校の項中「小県郡東部町」を「東御市」に改める。

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第9条 長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県上田警察署の項中「東部町、」を削り、「青木村 上田市」を「青木村 上田市 東御市（長野県望月警察署の管轄する区域を除く。）」に改め、同表の長野県望月警察署の項中「、北御牧村及び浅科村」を「及び浅科村 東御市のうち八重原、下之城、御牧原、布下、島川原、大日向及び羽毛山の区域」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「千曲市」を「千曲市 東御市」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第54号**

長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

長野県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（独立行政法人福祉医療機構との保険契約）」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）と社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号）を「独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）」に、「第21条第3項」を「第12条第3項」に改める。

第3条第4項中「第21条第2項」を「第12条第2項」に改める。第18条中「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

障害福祉課

一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第55号**

一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例

一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（平成14年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

本則中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

食品環境水道課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第56号**

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項中「と畜場法（）」を「と畜場法（）」に、「と畜場法第3条第1項」を「と畜場法第4条第1項」に、「と畜場法第10条第1項」を「と畜場法第14条第1項」に改め、同表の48の項中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に、「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改め、同表の60の項中

(5) 法第61条第5項の規定による狩猟者登録証の再交付	〃	1,100円	を
------------------------------	---	--------	---

(5) 法第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録	〃	1,800円	に、
(6) 法第61条第5項の規定による狩猟者登録証の再交付	〃	1,100円	】

「(6)」を「(7)」に改め、同表の71の項中「第31条の2第2項第11号のハ、第62条の3第4項第11号のハ」を「第31条の2第2項第12号のハ、第62条の3第4項第12号のハ」に、「第31条の2第2項第12号のニ、第62条の3第4項第12号のニ」を「第31条の2第2項第13号のニ、第62条の3第4項第13号のニ」に、「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」を「第20条の2第9項又は第38条の4第19項」に、「第39条の7第11項」を「第39条の7第9項」に、「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

森林保全課